

9 月 6 日 (金)

(第 1 日目)

令和元年第5回南関町議会定例会（第1号）

令和元年9月6日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

9番 鶴 地 仁 君

10番 酒 見 喬 君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 報告第2号 平成30年度南関町財政健全化判断比率の状況について

日程第5 議案第42号 南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第6 議案第43号 南関町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について

日程第7 議案第44号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第8 議案第45号 南関町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第46号 平成30年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第47号 平成30年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第48号 平成30年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第49号 平成30年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 議案第50号 平成30年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 議案第51号 平成30年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 議案第52号 平成30年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第16 議案第53号 平成30年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第17 議案第54号 令和元年度南関町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第18 議案第55号 令和元年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
について
- 日程第19 議案第56号 令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第2
号)について
- 日程第20 議案第57号 令和元年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
について
- 日程第21 議案第58号 令和元年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1
号)について
- 日程第22 議案第59号 南関町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第23 一般質問
- ①6番議員 ②11番議員 ③3番議員

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 西田 恵介 君 | 2番 北原 浩一郎 君 |
| 3番 中村 正雄 君 | 4番 立山 比呂志 君 |
| 5番 杉村 博明 君 | 6番 井下 忠俊 君 |
| 7番 立山 秀喜 君 | 8番 打越 潤一 君 |
| 9番 鶴地 仁 君 | 10番 酒見 喬 君 |
| 11番 境田 敏高 君 | 12番 橋永 芳政 君 |

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(11名)

- | | |
|-----------------|---------------|
| 町 長 佐藤 安彦 君 | 税務住民課長 古澤 平 君 |
| 副町長 雪野 栄二 君 | 福祉課長 島崎 演 君 |
| 教育長 谷口 慶志郎 君 | 経済課長 東田 彰夫 君 |
| 総務課長 北原 宏春 君 | 建設課長 大木 義隆 君 |
| 会計管理者 寺本 一誠 君 | 教育課長 赤木 二三也 君 |
| まちづくり課長 坂田 浩之 君 | |

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議 会 事 務 局 長 橋 本 清 孝 君 書 記 福 山 尚 樹 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 起立、礼、おはようございます。着席。

ただいまから令和元年第5回南関町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（橋永芳政君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、9番議員、10番議員の議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定について

○議長（橋永芳政君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期については、本日から9月12日までの7日間をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月12日までの7日間とすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告について

○議長（橋永芳政君） 日程第3、諸般の報告についてを行います。

報告の第1点は、令和元年度町村議会常任委員長、議会運営委員長研修会についてです。本研修会は、去る7月の8日にグランメッセ熊本で開催されました。研修では、早稲田大学マニフェスト研究所事務局長、熊本市政策参与の中村健氏を講師に迎え、「チーム議会のすすめ」というテーマで講演がありました。中村氏は全国最年少の首長となり町長2期を務めたあとは、アドバイザーとして自治体の行政、議会の双方の活動を多数支援されています。地方議会が、個人個人でなく、まさにチーム議会となって住民や執行部を巻き込みながら、新たな取り組みを進めていくことの重要性を具体例を交えて話されました。

報告の第2点は、令和元年度町村議会正副議長研修会についてです。本研修会は、去る8月5日、熊本県市町村自治会館で開催されました。研修ではNPO法人えが

おつなげて代表理事の曾根原久司氏を講師に迎え「熊本の田舎は宝の山」というテーマで講演がありました。大学卒業後、経営コンサルタントなどを経て、東京から山梨の農山村地域へ移住し、地域と一緒に、また地域外と連携しながら耕作放棄地の再生や農山村と都市の交流を勧め、農業をきっかけにした様々な地域の活性に取り組んでおられました。熊本県においても農村資源を都市のニーズと結び、農業6次産業化や農村での観光、交流、森林資源の活用などで新たな価値を作りだし、1,500億円産業、1万5,000人雇用の可能性があると提唱されました。

報告の第3点は、例月出納検査報告及び令和元年度第1回定期監査の報告についてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第10条の規定によって、監査委員繁松哲也君、打越潤一君より平成30年度の本年5月分、令和元年度5月分、6月分、7月分の出納検査結果及び令和元年度第1回定期監査の結果について報告がなされています。内容については、その写しをお手元に配付していますので、これを省略します。

報告の第4点は委員会報告です。総務産業常任委員会委員長より委員会の研修報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、立山比呂志君。

○総務産業常任委員会委員長（立山比呂志君） おはようございます。委員会視察研修報告書。

令和元年8月30日、南関町議会議長、橋永芳政様。総務産業常任委員会委員長、立山比呂志。委員会研修の概要を下記のとおり報告します。

1. 期 日 令和元年8月26日（月）～27日（火）まで
2. 研修場所 福岡市東区港区香椎 福岡大同青果株式会社
福岡市中央区天神 国土情報開発株式会社 西日本営業所
糸島市波多江 JA糸島産直市場伊都菜彩
糸島市前原東 グリーンコープ生協いとしま店
3. 出席者 西田恵介・杉村博明・立山秀喜・橋永芳政・打越潤一・立山比呂志、随行者 事務局 橋本清孝
4. 議題並び経過

8月26日、福岡大同青果株式会社の青柳課長より市場を案内していただきました。この市場の正式名称は福岡市農林水産局中央卸売市場青果市場といい農林水産大臣の許可を受け、福岡市が開設者となっています。開業前は旧青果市場（博多区那珂）、西部市場（西区石丸）、東部市場（東区下原）の3カ所にありました。3市場とも開場から数十年が経過し老朽化が進んだ上に西部市場、東部市場の取り扱い量が減り旧青果市場に一極集中したことで市場が手狭となりスム

ーズな市場運営に支障をきたすようになりました。そのため平成28年2月、それらを解消し今後も拠点市場としての役割を果たすために3市場を統合して東区アイランドシティにベジフルスタジアムを開場しました。総工費は約500億円で、敷地面積はヤフオクドームの2倍より更に広い約15万㎡あり常に福岡都市圏に新鮮な青果物を供給することを意識して、日本最大級の規模となる低温卸市場を完備する青果市場となりました。食の安全安心の取り組みのために食品衛生検査場を設けて定期的に残留農薬検査を実施している。市場内でのせりでは日・祭日・水曜日（不定）の休1日を除く午前7時から毎日行われている。しかし、せりでの売上は全体の10%程度である。残りの90%は相対取引である。そのために青果物は鮮度が命なので冷蔵設備を充実させている。A、B列に各11小部屋（450㎡）を設けており、部屋の温度は5度から15度に設定されている。この市場の総売上高は全国で7番から8番くらいで、もちろん九州では一番である。大同青果の年間の売り上げは約600億円で取り扱い量は年間30万トンで、今後の目標としては取り扱い量を35～40万トンが目標だそうです。取り扱いの多い県は1位福岡県、2位北海道、3位熊本県でした。熊本県の主な青果物はトマト、白菜等で今後も玉名地区からの出荷をお願いいたしますということでした。

福岡市中央区天神にある当町の地籍管理システムを委託している国土情報開発株式会社西日本営業所を訪れ、所長の森様より今後町にとって必要となるオープンデータについて説明を聞き、研修させていただきました。まず、オープンデータとは政府や独立行政法人、自治体などが保有する公共データが国民や企業などから利活用されやすいように機械判読に適した形で2次利用可能なルールの下で公開されること。またそのように公開されたデータを示します。町では税務住民課で土地情報を管理するため「KGS一筆情報管理システム」とそこで管理されている情報を全庁配信するため「KGSwebⅡ」を導入している。その情報管理システムの中に避難所、AED設置場所、学校等、投票所、文化財（記念物を含む）などを入力すれば利用価値が出てくる。例えば有害鳥獣駆除でも有害鳥獣の発見時や被害状況、けもの道などを入力を行い、駆除隊員が全員共有してその地区を特定し、重点的に駆除することができる。オープンデータ整備については更に研修を行い、いい所はすぐにでも導入できるように検討したい。

8月27日糸島市波多江、JA糸島産直市場の店内を視察させていただきました。時間帯は午前中で雨にも関わらずお客さまの多さにびっくりしました。レジが13台あり、フル活動状態で、あとで聞いたところ売上高日本一とのことでした。糸島の農家約1,200人の農畜産物を持ち込まれており、玄海灘に面して

いることから海産物も揃っていました。加工品も多数ありました。我が町にも加工品センターがあるので、より多くの方に利用していただき町の特産品を多く開発し販売へつなげていただきたいと思います。午後から糸島市前原東、グリーンコープ生協いとしま店へ行き、糸島コミュニティ事業研究会の日高様から純国産メンマ作りによる竹林整備の研修を受けました。平成28年度から始められた糸島のメンマ、ブランド化と竹林整備の中で、いまだ国産がないということで日本のたけのこプラス日本の技術から純国産をとの思いで今まで価値のなかった幼竹を活用、幼竹（皮付き1本あたり600円がメンマ（塩漬け））1本あたり5,000円、メンマ（味付け）1本あたり2万円という付加価値が付く。幼竹を採取することにより竹林荒廃を抑える対策ができるので荒廃竹林の整備にもなる。少しでも放置竹林、荒廃竹林の整備へメンマづくりは一つの大きなアイデアではないかと考えさせられた研修になった。そして、日高様より糸島メンマの標準作業、手順書をいただけてきたので、メンマづくりに興味がある方と総務産業常任委員とで加工センターを使いメンマづくりを実施するのもいいと思った。今回研修場所も多く移動が大変だったが、いろいろ考えさせられ今後活かせる研修になったと思う。

以上です。

-----○-----

○議長（橋永芳政君） ここで、町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆様、改めましておはようございます。

令和元年第5回南関町議会定例会の開会において、平成30年度南関町一般会計ほか歳入歳出決算認定、令和元年度補正予算案、その他諸議案の御審議をお願いするにあたり一言御挨拶を申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様に一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

本年は、熊本では、梅雨入りがかなり遅れて、田植などにも水が足りないという状況でしたが、6月26日にやっと梅雨入りしたかと思うと、熊本県の南部や鹿児島、宮崎では記録的な大雨となり、梅雨末期の7月22日に南関町においても総雨量168ミリを記録し避難勧告を発令するとともに、浸水被害や土砂災害等が発生しました。

また8月27日から28日にかけては、秋雨前線により次々と発生した線状降水帯の影響もあり、24時間雨量が180ミリを超えるような大雨となり、再び一部の地域において避難勧告を発令したところであります。

7月に発生した災害については区長様方に提出いただきました災害報告が124

件で、そのうち公共災7件、農災29件、合計で36件が災害対象となる見込みで、これからの査定等に対応することとしております。いつも申し上げておりますが、これからも局地的な集中豪雨や台風の発生などと、災害はいつどこで発生するかわかりませんので、しっかりとした危機管理体制を整えていく必要があると考えております。

国においては、来週11日に、内閣改造と役員人事を行う動きが進んでいるようですが、お隣の国韓国との間でホワイト国除外の問題、元徴用工の問題でお互いが引けないような状況になり、韓国では日本製品の不買運動や反日・反安倍のデモが続く中で、遂に日韓の軍事情報包括保護協定が破棄され、混迷を深める事態となっております。今後は日、米、韓や東アジアの安保の問題まで広がるのが危惧されているところであります。この動きは民間の交流においても大きな影響が出てきており、特に韓国から来日される観光客の激減など、現在の出口の見えない対立は両国に大きな傷を残すこととなりますので、日韓の首脳が誠実に向き合うことも必要なことなのかもしれません。

また、米中の貿易摩擦も更なる追加増税の実施など、世界中に影響を与えるような状況になってきており、日米貿易協定は基本合意に達したとは言われておりますが、新たな農産物の輸入なども生まれてきております。このような中で10月からは消費税率が10%に増税されることとなりますが、軽減税率の導入で法律上の税率が二つに分かれる上、来年6月末までの時限措置で実施されるキャッシュレス決済のポイント還元制度の還元率も3種類あって、入った店や決済手段によって負担率が変わる複雑な仕組みとなっております。これまでの単一の税率で国民に広く薄く負担を求めてきた消費税の理念とは異なりますので、もう少し理解しやすいような周知をして欲しいと思います。また、消費税増税の大きな目的である年金を含めた社会保障の問題にも不安が広がらないような対応をして欲しいと願うところであります。このような中で1億総活躍社会の実現に向けた地方創生の動きが続いておりますが、南関町でも地方創生の動きを活かした南関町にしかできない特色ある事業を進めているところであり、南関版コンパクトシティ構想を中心とした地域住民、各種団体、行政が一体となったチーム南関で支え合い、誰もが住みやすいまちづくりを目指さなければなりません。

新庁舎の建設については入札の関係で着工が少し遅れることになりましたが、町民1,000人の方や中学生を対象としたアンケート調査の実施を始め、皆様の多くの御意見や御要望を伺いながら、まちづくりを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

もう一つ紹介しますが、新たな過疎法の制定に関することですが、全国町村会

では令和2年度政府予算編成及び施策に関する要望の10項目の一つに含められております。過疎地域自立促進特別法は、令和3年3月末をもって期限切れとなりますが、これまでの過疎地域の努力と役割を踏まえた振興が図られるよう、現行法に引き続き総合的な過疎対策を推進するための新たな法律が制定されますよう進めておりますので、町議会におかれましても御理解と御支援を賜りますようお願いいたします。

さて、本年6月の定例会でも御紹介しましたが、平成29年度の南関町の町税収入が初めて12億円を突破しており、平成30年度の町税収入額も決算額で1億2,400万円あまりとなり、過去最高額を更に更新することとなりました。このことは商工業、農業、農林業など町全体での頑張りが数値に表れてきておりますので、誘致企業をはじめ、全ての町民の皆様にご改めて感謝申し上げたいと思います。引き続き、基幹産業でもある農業の振興や更なる企業誘致などにより、もっと力強い町となれるように町議会、町民の皆様と力を合わせて頑張りたいと考えております。

以上、現在の状況等も含めてお話をさせていただきましたが、今回の議案の提案につきましては、平成30年度南関町財政健全化判断比率の状況についての報告が1件、南関町パートタイム会計年度職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてのほか、条例の制定についてが2件、南関町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが1件、平成30年度一般会計歳入歳出決算認定のほか、各特別会計の歳入歳出決算認定が7件、令和元年度一般会計補正予算のほか、各特別会計の補正予算が4件、南関町過疎地域自立促進計画の変更についてが1件を提案しています。特に一般会計補正予算は福祉課介護保険費の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金1,305万8,000円、建設課農地等災害復旧費の現年災1億1,690万円、河川等災害復旧費の現年災2,850万円、まちづくり課の庁舎等建設費の庁舎建設工事、1億9,110万3,000円、商工振興費のプレミアム付商品券交付金5,792万5,000円を増額し、一般会計の総額を79億537万円としているところであります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げまして、定例会開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（橋永芳政君） お諮りします。

日程第4、報告第2号から日程第22、議案第59号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、報告第2号から日程第22、議案第59号までの議案を一括上程することに決定しました。

-----○-----

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 4 | 報告第 2号 | 平成30年度南関町財政健全化判断比率の状況について |
| 日程第 5 | 議案第42号 | 南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第43号 | 南関町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第44号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第45号 | 南関町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第46号 | 平成30年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 議案第47号 | 平成30年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | 議案第48号 | 平成30年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 議案第49号 | 平成30年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 議案第50号 | 平成30年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 議案第51号 | 平成30年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 議案第52号 | 平成30年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 議案第53号 | 平成30年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 議案第54号 | 令和元年度南関町一般会計補正予算（第3号）について |
| 日程第18 | 議案第55号 | 令和元年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第19 | 議案第56号 | 令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について |

日程第 20 議案第 57 号 令和元年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 21 議案第 58 号 令和元年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 22 議案第 59 号 南関町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（橋永芳政君） 議案はお手元に配付してあります。

議案名を事務局長に朗読させますので確認をしてください。

事務局長。

○議会事務局長（橋本清孝君） それでは、日程第 4、報告第 2 号から日程第 22、議案第 59 号までの議案名を読み上げます。

[議案名朗読]

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 報告第 2 号、平成 30 年度南関町財政健全化判断比率の状況について御説明を申し上げます。地方公共団体の財政健全化に関する法律第 3 条におきまして、地方公共団体の長は、毎年度前年度の決算の提出を受けたあと、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告しなければならないと規定されているところでございます。

次のページを御覧ください。実質赤字比率につきましては、早期健全化基準 15% に対しまして、実質収支額が 1 億 2,504 万 5,000 円の黒字でありましたので、実質赤字比率はございません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、早期健全化基準 20% に対しまして、特別会計を含みました実質収支額は黒字でございましたので、連結実質赤字比率はございません。また、実質公債比率につきましては、公債費や公債費に準じた経費の比重を過去 3 年間の平均で示す比率でございますが、早期健全化基準 25% に対しまして、当町の実質公債費比率は基準内の 7.9% でございます。

最後に、将来負担比率につきましては、地方債の残高のほかに一般会計や特別会計が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率でございますが、早期健全化基準 35.0% に対しまして、当町の将来負担比率はございませんでした。

なお、監査委員の意見書は別添のとおり特に指摘すべき事項はないとのことでございます。

以上、報告いたします。

続きまして、第 42 号議案、南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末

手当及び費用弁償に関する条例の制定について提案理由及び議案の説明をいたします。

提案理由は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を制定する必要があるためでございます。今回の地方公務員法及び地方自治法の改正は、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るもので、あわせて会計年度任用職員には期末手当の支給を可能とするもので施行は令和2年4月1日からとなっております。町ではこの改正法の施行により、会計年度任用職員制度の創設等に係る関係条例の整備を行う必要があることから提案するものでございます。それでは、新たに制定します議案の南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の条文について御説明いたします。

次のページをお開きください。右の条文でございますが、この条例は1週間の勤務時間が常勤の38時間45分より短い職員について定めるものでございます。まず、第1条は条例の趣旨でこの条例は南関町の会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとしております。第2条はパートタイム会計年度任用職員の定義についての規定でございます。第3条は報酬について定めるもので、第1項では月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間あたりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た数、1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。第2項では、日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額、第3項では時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額についてそれぞれ定めるものでございます。また、第5項では、パートタイム会計年度任用職員には特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬及び期末手当並びに費用弁償を支給すると定めるものでございます。次に、4条は特殊勤務報酬についての規定で、第2項特殊勤務報酬の支給は、南関町一般職員の給与に関する条例第18条の規定により支給される特殊勤務手当の例によるものとするものとして定めるものでございます。第5条は、時間外勤務報酬の支給についての規定で、次のページ右の3行目第2項ですね、左の第2項ではその報酬の加算につきまして、それから第6条では休日勤務割増報酬の支給について定めるもので、第6条第2項では休日勤務割増報酬の額は給与条例第10条の2の規定により、支給される休日勤務手当の例によるものとしております。

次に、第7条でございますが、期末手当についての規定でパートタイム会計年度

任用職員には次に定めるところにより期末手当を支給するとし、第1項で支給の対象、割合などについて、第2項では前項に規定するもののほか、支給については給与条例第14条から14条の3までの規定の例によると定めるものでございます。

右のページを御覧ください。3行目第8条では報酬の支給方法について、第1項では、月の1日から末日までを計算期間とし規則で定め支給するとし、第2項では新たにパートタイム会計年度任用職員となった者には、その日から報酬を支給することなど第4項まで定めるものでございます。

次に第9条では、勤務時間1時間あたりの報酬額の算出について、第10条では報酬の減額について、第11条では、報酬からの控除についてそれぞれ定めるものでございます。第12条は通勤にかかる費用について定めるもので、第2項では通勤にかかる費用の弁償は給与条例第8条の規定により支給する通勤手当の例による。この場合において、その支給する額は一月あたりの通勤回数を考慮して規則で定めるものとするをいたしております。

次のページをお開きください。第13条では出張にかかる費用の弁償について定めるものでございます。最後に第14条は、委任規定でこの条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとし、附則で施行期日をこの条例は令和2年4月1日から施行すると定めるものでございます。

以上で、南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についての提案理由及び議案の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第43号議案、南関町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について提案理由及び議案の説明をいたします。

提案理由は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与に関する条例を制定する必要があるためでございます。今回の地方公務員法及び地方自治法の改正は一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るもので、あわせて会計年度任用職員には期末手当の支給を可能とするものでございます。施行は令和2年4月1日からとなっております。町ではこの法改正の施行によりまして、会計年度任用職員制度の創設等に係る関係条例の整備を行う必要があることから提案するものでございます。

それでは、新たに制定します議案の南関町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の条文について御説明いたします。

次のページをお開きください。右側の条文でございますが、この条例は1週間の

勤務時間が常勤の38時間45分の職員について定めるものでございます。

まず、第1条は条例の目的でこの条例は地方自治法第204条第3項及び地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、同法第22条の2、第1項、第2号の規定により採用された職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とするとしております。

第2条では、給料に関する規定でフルタイム会計年度任用職員の給料は、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、特殊勤務手当及び退職手当を除いたものとするものと定めるものでございます。

第3条は、給与からの控除について一般と同じく控除できる規定を準用すると定めるものでございます。次に、第4条は、給料表について、第1項でフルタイム会計年度任用職員のうち、事務職及び専門職の職種に区分されるものの給料は、給与条例に規定する行政職給料表を準用し、その適応する範囲は1級1号給から2級における最高の号給の給料月額までとする。第2項でフルタイム会計年度任用職員の職務は、その職務ごとにその複雑困難及び責任の度に基づき、職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的職務の内容は、等級別基準職務表（別表）に定めるとおりとするものと定めるもので、1ページ開いていただいでよろしいでしょうか。右側の下に別表ですね、等級別基準職員表としまして、規定をするものでございます。元に戻っていただきまして、第3項では、フルタイム会計年度任用職員の号給は規則で定める基準に従い任命権者が決定すると定めるものでございます。次に第5条では、給料の支給方法について第2項まで、第6条では給与の支払いについて、申し出により口座振替の方法により支払うことができると定めるものでございます。第7条では、通勤手当について、給与条例第8条の規定の例によるとし、次のページをお開きください。左の上、第8条では給与の減額について定めるものでございます。第9条は時間外勤務手当について、給与条例第10条の規定の例によるとするほか、読みかえる規定を定めるものでございます。次に第10条では、休日勤務手当について、給与条例第10条の2の規定の例によるとするほか読みかえる規定、また第11条は端数計算について、第12条は勤務時間1時間あたりの給与額の算出について、右側次のページになりますが、第13条では、宿日直手当について定めるものでございます。第14条では、期末手当について、フルタイム会計年度任用職員（任期の定めが6月以上の者に限る。）の期末手当については、給与条例第14条の規定の例によるとし、第2項で前項の場合において、任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における任期の合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は当該会計

年度において前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなすと定めるものでございます。次に第15条では期末手当の不支給、第16条では一時差し止めについて、また第17条では特殊勤務手当について定めるものでございます。最後に第18条は委任規定で、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとし、附則で施行期日をこの条例は令和2年4月1日から施行すると定めるものでございます。

以上で、南関町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についての提案理由及び議案の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第44号議案、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由及び議案の説明をいたします。

提案理由は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の規定の整備を行う必要があるためでございます。今回の地方公務員法及び地方自治法は一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るもので、あわせて会計年度任用職員には期末手当の支給を可能とするもので、施行は令和2年4月1日からとなっております。町ではこの改正法の施行により、会計年度任用職員制度の創設に係る関係条例の整備を行う必要があることから提案するものでございます。それでは、議案の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明いたします。

今回、一括条例で一部を改正します条例は9本で、会計年度任用職員制度の創設に伴う関係条例の規定の整備が7本、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の規定の整理が2本の合わせて9本でございます。

次のページをお開きください。右のページになります。まず、第1条は南関町職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部改正で、第3条に第4項を加えるとし、会計年度任用職員を対象に追加するものでございます。次に、第2条は南関町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正で、第3条中「月額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(南関町パートタイム会計年度任用職員の給与に関する条例(令和元年条例第 号)第3条に規定する報酬の額(同条第5項に規定する手当に相当する額を除く。))」を加えると定めるもので、会計年度任用職員を対象に追加するものでございます。

次に第3条は、南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正で別表第1及び

第2を改正するもので、会計年度任用職員に移行する職員を対象から除外するものでございます。

2枚おめくりください。その右側中ほどから条文がありますが、第4条は、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で第16条の見出し中「臨時又は非常勤職員」を「臨時的任用職員」に改め、同条中「臨時又は非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第22条の3第4項及び地方公務員の育児休業等に関する法律、第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用される職員」に改め、同条の次に次の1条を加え、とし、会計年度任用職員の給与につきまして、この条例に定めるものほか、別に条例で定めるとしまして、会計年度任用職員を対象から除外するものでございます。

次に第5条は南関町職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、第2条第1項第1号、第7条第2項及び第8条に会計年度任用職員を対象に追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。中ほど上の第6条は、南関町立南町民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正で、第4条第3号中の語句を修正するものでございます。次に第7条は、南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、第18条の見出しを改め、同条に第2項を加え、とし、会計年度任用職員を対象に追加するものでございます。

次に第8条は、南関町政治倫理条例の一部改正で、第5条を改正するもので、臨時職員の語句の修正及び会計年度任用職員を対象に追加するものでございます。

第9条は、南関町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、第3条中これは報告事項についての規定ですが、「非常勤職員」の次に「（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）」を加え、とし、語句、定義を修正するものでございます。

最後に、附則で、施行期日をこの条例は令和2年4月1日から施行すると定めるものでございます。

以上で、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由及び議案の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋永芳政君） 税務住民課長。

○税務住民課長（古澤 平君） 第45号議案、南関町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、住民基本台帳法施行令及び印鑑登録証明事務処理要領

の一部改正により、氏の変更があった者は住民票に旧氏の記載を求めることができ、住民票に旧氏の記載がされている場合には、印鑑登録原票に旧氏を登録し、印鑑登録証明書に旧氏を記載することとなることから、町の条例を整備する必要があるためでございます。改正文につきましては、次ページをお願いいたします。南関町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例、第1条で次のように改正しております。第2条中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改め、第5条第2項第1号中「氏、名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、第6条第3号中「氏名（）」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては、氏名及び当該旧氏を加え第14条第1項第3号中「氏名、氏」の次に「（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

附則、この条例は令和元年11月5日から施行する。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 会計管理者。

○会計管理者（寺本一誠君） それでは第46号議案、平成30年度南関町一般会計歳入歳出決算認定についてから第53号議案、平成30年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの議案を一括して御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見書を付けて議会の認定に付さなければならないため御提案するものでございます。お手元にお配りしております決算認定用説明資料の平成30年度各会計歳入歳出決算総括表と各決算書で御説明いたします。

最初に説明資料の決算総括表を御覧ください。一般会計歳入歳出決算と7件の特別会計歳入歳出決算を合わせた収支状況につきましては、総括表の一番下の行の合計欄B欄の歳入決算額9億944万8,895円、C列の歳出決算額9億8,648万3,193円、D列の差引残額は2億2,296万5,702円となり前年度に対して3,382万9,550円、10.3%の減となる形式収支額となっております。

まず、第46号議案、平成30年度南関町一般会計歳入歳出決算でございますが、決算総括表のA列歳入歳出予算額は72億6,460万1,677円、B列の歳入決算額で63億2,625万4,900円、C列の歳出決算額は、61億8,820万6,502円で、D列の差引残額は1億3,804万8,398円となります。前年度に対しまして、38.9%の増となっております。F列の翌年度へ繰り越すべき財源としての1,300万3,000円を差引いたG列の実質収支額は1億2,50

4万5,398円です。同額を純繰越金として、平成31年度に繰り越しており、前年度と比較しますと3,540万874円、39.5%の増となっております。また、E列の繰越事業分の翌年度繰越額としては、9億3,485万円です。主なものとしまして、総務費の庁舎等建設事業、土木費の道路新設改良事業、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、災害復旧費の農地等災害復旧事業、河川等災害復旧事業等でございます。また、不能欠損額は町税の395万6,977円となっております。

続きまして、一般会計の決算書の1ページから7ページを御覧ください。まず、1ページから3ページの歳入につきまして歳入合計欄の収入済額63億2,625万4,900円の構成比率につきましては、各款ごとに大きい順から申し上げますと、まず10款地方交付税18億619万5,000円、28.6%、1款町税12億2,446万1,018円、19.4%、14款国庫支出金7億6,531万3,156円、12.1%、続きまして、21款町債7億5,527万9,000円、11.9%、15款県支出金7億4,136万4,302円、11.7%などとなっております。

4ページから6ページの歳出につきまして歳出合計欄の支出済額61億8,820万6,502円の構成比率につきましては、各款ごとに大きい順に、まず3款民生費18億4,408万9,415円、29.8%、7款土木費9億6,708万5,229円、15.6%、2款総務費9億2,848万4,046円、15.0%、11款公債費6億5,985万2,327円、10.7%、4款衛生費4億7,916万1,367円、7.8%、9款教育費3億7,050万1,422円、6.0%などとなっております。前年度と比較いたしまして、歳入が9,509万158円、1.5%の減、歳出が1億3,373万4,079円、2.1%の減です。歳入ではふるさと南関応援給付金が8,648万円、産業廃棄物処理施設モデル事業交付金が5,000万円、歳出で平成29年度からの繰越事業を含む社会資本整備総合交付金事業費の4億751万3,274円、地域振興対策事業費の1億7,121万334円、災害復旧費の2億373万9,463円、庁舎等建設事業費の2億709万5,258円などが主なものでございました。歳入歳出減額しておりますのは、災害復旧事業費の減額によるものが主なものでございます。

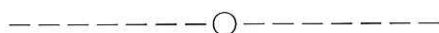
決算総括表を御覧ください。次に。

○議長（橋永芳政君） ここで、説明の途中ですが、10分間の休憩をとります。

-----○-----

休憩 午前11時02分

再開 午前11時11分



○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。説明の途中でありましたので、これを続行します。

会計管理者。

○会計管理者（寺本一誠君） それでは休憩前に引き続き、説明を申し上げます。決算総括表を御覧ください。次に第47号議案、平成30年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列歳入歳出予算額は15億5,497万5,000円、B列の歳入決算額で15億3,720万6,392円、C列の歳出決算額は、15億1,309万2,565円でD列の差引残額は2,411万3,827円となります。同額を繰越金としまして、平成31年度に繰り越しをしております。前年度と比較しまして、6,376万952円、72.6%の減となっております。また不能欠損額は国民健康保険税824万9,170円となっております。

続きまして、国民健康保険特別会計決算書の1ページから5ページをお願いします。まず、1ページから2ページの歳入につきまして歳入合計欄の収入済額15億3,720万6,392円の構成比率は、大きい順に5款県支出金11億2,493万5,332円、73.2%、1款国民健康保険税2億1,549万6,025円、14.0%などがございます。前年度との比較では、平成29年度歳入の国庫支出金後期高齢者交付金、共同事業交付金、療養給付費等交付金が平成30年度は県支出金での歳入になっております。その県支出金等の減によりまして、1億8,776万3,299円、10.9%の減となっております。

3ページから4ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額15億1,309万2,565円の構成比率につきましては、大きい順に2款保険給付費10億7,758万2,503円、71.2%、3款国民健康保険事業費納付金3億1,881万3,682円、21.1%、6款基金積立金7,000万5,374円、4.6%などとなっております。前年度と比較では、歳出におきましても平成29年度歳出の後期高齢者支援金等介護納付金、共同事業拠出金等が平成30年度に国民健康保険事業費納付金に統一をされております。その国民健康事業費納期金等の減によりまして1億2,400万2,347円、7.6%の減となっております。

続きまして、決算総括表を御覧ください。第48号議案、平成30年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列歳入歳出予算額は2億1,201万4,000円、B列の歳入決算額は2億1,022万7,140円、C列の歳出決算額の2億1,022万7,140円の同額となり、D列の差引残額は0円となります。繰越額はございません。

続きまして、公共下水道事業特別会計決算書の1ページから3ページを御覧ください。

さい。まず、1ページの歳入につきまして歳入合計欄の収入済額2億1,022万7,140円の構成比率は、2款繰入金1億1,982万7,150円、57.0%、7款使用料及び手数料3,249万4,310円、15.5%などとなっており、前年度と比較しますと、繰り越し分の公共下水道建設事業費等の増により3,788万9,240円、22.0%の増となっております。

2ページの歳出につきまして歳出合計欄の支出済額2億1,022万7,140円の構成比率につきましては、2款事業費7,963万2,873円、37.9%、3款公債費6,609万5,088円、31.4%、1款総務費6,449万9,179円、30.7%などとなっており、前年度と比較しますと、歳入と同じく繰り越し分の公共下水道建設事業費の増などによりまして4,714万9,240円、28.9%の増となっております。

続きまして、決算総括表を御覧ください。次に、第49号議案、平成30年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列歳入歳出予算額は456万5,000円、B列の歳入決算額は434万7,586円、C列の歳出決算額の434万7,586円の同額となり、D列の差引残額は0円となります。繰越額はございません。

続きまして、簡易水道事業特別会計決算書の1ページから3ページを御覧ください。まず、1ページの歳入につきまして歳入合計欄の収入済額434万7,586円の構成比率につきましては、5款繰入金290万4,116円、66.8%、2款使用料及び手数料144万3,470円、33.2%となっております。2ページの歳出につきまして歳出合計欄の支出済額434万7,586円の構成比率につきましては、1款総務費252万6,756円、58.1%、3款公債費182万830円、41.9%でございます。前年度と比較しますと、総務費の減に伴う繰入金の減額により歳入歳出それぞれ3万1,471円、0.7%の減となっております。

続きまして、決算総括表をお願いします。次に、第50号議案、平成30年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列歳入歳出予算額は15億123万8,000円、B列、歳入決算額で14億7,587万1,544円、C列の歳出決算額は14億1,562万4,799円で、D列の差引残額は6,024万6,745円となります。同額を繰越金として平成31年度に繰り越しをしております。前年度とも比較して53万5,981円、0.9%の増となっております。不能欠損額は介護保険料57万8,688円となっております。

続きまして、介護保険事業特別会計決算書の1ページから5ページを御覧ください。まず、1ページから2ページの歳入につきまして歳入合計欄の収入済額14億7,587万1,544円の構成比率につきましては、大きい順に3款国庫支出金4

億183万9,690円、27.2%、4款支払基金交付金3億7,175万8,000円、25.2%、1款保険料2億3,859万342円、16.2%、5款県支出金2億408万380円、13.8%、7款繰入金1億9,086万723円、12.9%などとなっております。前年度と比較しますと支払基金交付金や繰入金の減などによりまして432万9,993円、0.3%の減となっております。

3ページから4ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額14億1,562万4,799円の構成比率につきまして、2款保険給付費13億1,479万4,162円、92.9%、4款地域支援事業費6,091万1,039円、4.3%などとなっております。前年度と比較しますと、保険給付費の減などによりまして486万5,974円、0.3%の減でございます。

決算総括表をお願いします。次に、第51号議案、平成30年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列歳入歳出予算額は1億2,101万1,000円、B列、歳入決算額で1億1,887万1,223円、C列、歳出決算額の1億1,887万1,223円の同額となり、D列の差引残額は0円となり、繰越額はございません。

続きまして、浄化槽整備推進事業特別会計決算書の1ページから3ページを御覧ください。まず、1ページの歳入につきまして歳入合計欄の収入済額1億1,887万1,223円の構成比率につきましては、大きい順に8款町債3,500万円、29.4%、2款使用料及び手数料3,276万1,810円、27.6%、5款繰入金3,122万1,308円、26.3%などとなっております。

○5番議員（杉村博明君） 2款のところの%は何%。

○会計管理者（寺本一誠君） 27.6%。2ページの歳出につきましては歳出合計欄の支出済額1億1,887万1,223円の構成比率につきましては、大きい順に2款事業費5,801万4,505円、48.8%、1款総務費4,151万6,263円、34.9%、3款公債費1,934万455円、16.3%でございます。前年度と比較しますと、歳入では国庫支出金町債の増により、また歳出では事業費の増などによりまして歳入歳出それぞれ1,421万8,167円、13.6%の増となっております。

決算総括表をお願いします。次に、第52号議案、平成30年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列歳入歳出予算額は1億3,123万7,000円。B列、歳入決算額で1億3,137万600円、C列の歳出決算額は1億3,081万3,868円で、D列の差引残額は55万6,732円となり、同額を繰越金として平成31年度へ繰り越しをしております。前年度と比較では1万1,500円、2.1%の増となっております。不能欠損額は後期高齢

者医療保険料8,500円となっております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計決算書の1ページから3ページを御覧ください。まず、1ページの歳入につきまして歳入合計欄の収入済額1億3,137万600円の構成比率につきましては、1款後期高齢者医療保険料7,934万1,400円、60.4%、3款繰入金5,146万8,368円、39.2%などとなっております。前年度と比較しまして後期高齢者医療保険料の増などによりまして459万3,003円、3.6%の増でございます。

2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額1億3,081万3,868円の構成比率につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金1億3,049万1,057円、99.8%、1款総務費32万1,611円、0.2%などとなっております。前年度と比較しまして、広域連合の納付金の増などによりまして458万1,503円、3.6%の増となっております。

決算総括表をお願いします。最後に、第53号議案、平成30年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算でございます。総括表のA列歳入歳出予算額は530万円、B列、歳入決算額で529万9,510円、C列の歳出決算額の同額の529万9,510円で、差引残額は0円です。繰越額はございません。

続きまして、宅地分譲事業特別会計決算書の1ページから3ページを御覧ください。まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額529万9,510円につきましては、1款1項財産売却収入でグリーンヒル二城2区画分の売却分でございます。前年度と比較しまして1,390万420円、72.4%の減となっております。

2ページの歳出につきまして歳出合計欄の支出済額529万9,510円は、1款事業費で一般会計への繰出金でございます。前年度と比較しまして、1款1項宅地分譲事業費の減によりまして歳入と同じく1,390万420円、72.4%の減となっております。

以上、第46号議案から第53号議案までの説明をしましたが、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定によりまして、監査委員の審査意見書及び主要な施策の成果に関する説明書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を合わせて提出しております。

以上で、説明を終わります。御審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 第54号議案、令和元年度南関町一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,826万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億537万円とするものでございます。

2 ページをお開きください。歳入でございます。10款地方特例交付金は1項地方特例交付金に224万7,000円を追加して、624万7,000円とするものでございます。11款地方交付税は1項地方交付税に3,563万8,000円を追加して、18億4,563万8,000円とするものでございます。13款分担金及び負担金は1項分担金に163万円を追加し、229万7,000円とし、2項負担金を908万7,000円減額して、4,784万7,000円とし予算総額を5,014万4,000円とするものでございます。15款国庫支出金は1項国庫負担金に3,358万1,000円を追加して4億4,613万5,000円とし、2項国庫補助金に1,386万1,000円を追加して2億8,012万3,000円とし予算総額を7億3,423万円とするものでございます。16款県支出金は2項県補助金に1億870万4,000円を追加して2億7,032万6,000円とし、3項県委託金に10万2,000円を追加して、2,852万2,000円とし予算総額を5億5,257万6,000円とするものでございます。17款財産収入は1項財産運用収入に38万4,000円を追加して144万3,000円とするものでございます。19款繰入金は1項基金繰入金を500万円減額し、6億937万円とし、予算総額を6億1,568万5,000円とするものでございます。20款繰越金は1項繰越金に2,504万5,000円を追加して、1億2,504万5,000円とするものでございます。21款諸収入は4項雑入に6,389万9,000円を追加して、1億998万4,000円とし、予算総額を1億2,162万2,000円とするものでございます。22款町債は1項町債に1億7,726万1,000円を追加して、21億8,196万1,000円とするものでございます。歳入合計は補正前の74億5,710万5,000円に補正額4億4,826万5,000円を追加して79億537万円とするものでございます。

3 ページをお開きください。歳出でございます。1款議会費は1項議会費に20万7,000円を追加して8,417万8,000円とするものでございます。2款総務費は、1項総務管理費に1億9,978万円を追加して25億3,352万8,000円とし、2項徴税费に73万5,000円を追加して9,338万4,000円とし、3項戸籍住民基本台帳費に85万5,000円を追加して2,666万8,000円とし、5項統計調査費に10万2,000円を追加して、972万4,000円とし、予算総額を26億7,983万9,000円とするものでございます。3款民生費は1項社会福祉費に2,269万4,000円を追加して、12億3,29

2万5,000円とし、2項児童福祉費に313万7,000円を追加して5億4,110万2,000円とし、予算総額を17億7,402万7,000円とするものでございます。4款衛生費は、1項保健衛生費を197万2,000円減額して、2億3,223万5,000円とし予算総額を4億5,293万1,000円とするものでございます。5款農林水産業費は1項農業費に311万5,000円を追加して、2億6,151万8,000円とし、予算総額を2億8,873万1,000円とするものでございます。6款商工費は1項商工費に5,811万3,000円を追加して、2億3,943万2,000円とするものでございます。7款土木費は1項土木管理費に65万7,000円を追加して9,556万1,000円とし、2項道路橋梁費に1,084万7,000円を追加して3億8,261万3,000円とし、3項河川費に7,000円を追加して1,714万9,000円とし、5項下水道費に80万円を追加して1億1,736万2,000円とし、予算総額を8億566万3,000円とするものでございます。8款消防費は1項消防費に178万1,000円を追加して2億3,586万円とするものでございます。9款教育費は1項教育総務費を55万8,000円減額して6,003万7,000円とし、2項小学校費に16万6,000円を追加して1億4,578万8,000円とし、4ページをお願いいたします。4項社会教育費に6万8,000円を追加して1億924万7,000円とし、5項保健体育費に21万8,000円を追加して1億2,114万5,000円とし、予算総額を4億7,753万8,000円とするものでございます。10款災害復旧費は1項農林水産施設災害復旧費に1億1,690万円を追加して1億2,602万円とし、2項公共土木施設災害復旧費に2,850万円を追加して、3,222万3,000円とし、予算総額を1億5,824万3,000円とするものでございます。12款予備費は1項予備費に211万3,000円を追加して1,191万4,000円とするものでございます。歳出合計は補正前の74億5,710万5,000円に補正額4億4,826万5,000円を追加し、79億537万円とするものでございます。

次の5ページ第2表は、繰越明許費の補正の変更でございます。補正後の繰越額を申し上げます。2款総務費1項総務管理費の庁舎等建設事業を17億7,430万3,000円に変更するものでございます。

6ページをお開きください。第3表は地方債の補正でございます。まず追加でございます。災害復旧事業を追加して限度額を3,040万円とするものでございます。次に変更でございます。補正後の限度額を申し上げます。道路橋梁整備事業は1億5,800万円とし、庁舎等建設事業は15億7,080万円とし、臨時財政対策は1億2,756万1,000円とするものでございます。

7 ページ、8 ページは歳入歳出事項明細書の総括表でございます。

9 ページをお開きください。歳入の内訳でございます。主なものについて御説明いたします。上から2段目の11款地方交付税、1項1目1節地方交付税は普通交付税3,563万8,000円を追加するものでございます。一つ飛びまして13款分担金及び負担金、2項2目民生費負担金、2節の児童福祉費負担金は保育所等利用者の無償化に伴いまして、利用者負担金を908万7,000円減額するものでございます。同じく15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額1,457万2,000円も無償化に伴う追加でございます。下の3目災害復旧費国庫負担金は7月の大雨に伴う現年災分、1,900万9,000円の追加でございます。

10 ページをお開きください。上から三つ目の15款国庫支出金、2項7目商工費国庫補助金プレミアム付き商品券事業費補助金としまして、1,158万5,000円の追加でございます。中ほど下の16款県支出金、2項9目災害復旧費県補助金は現年災としまして、9,352万円の追加でございます。

11 ページをお願いします。中ほど、20款繰越金、1項1目1節繰入金は純繰越金としまして、2,504万5,000円の追加でございます。21款諸収入、4項、2目雑入、4節雑入は5,820万円の追加で主なものとしましては、プレミアム付き商品券売払収入4,634万円などでございます。

12 ページをお開きください。三つ目の22款町債、1項9目総務債、1節総務債は庁舎等建設事業債に1億6,380万円を追加するものでございます。歳入は終わりをまして、次に歳出の内訳に移らせていただきます。

13 ページを御覧ください。主なものを御説明いたします。2款総務費、1項、4段目の7目企画費の13節委託料に417万4,000円を追加するもので増便予定の乗合タクシー運行委託料でございます。

14 ページをお開きください。一番上の2款1項19目庁舎等建設費の15節工事請負費に庁舎建設工事分といたしまして1億9,110万3,000円を追加するものでございます。

15 ページをお開きください。3款民生費、1項、一番下の12目介護保険費、19節負担金補助及び交付金に介護基盤緊急整備特別対策事業補助金、1,305万8,000円を追加するもので、4カ所の介護予防拠点整備分でございます。

飛ばしまして、17 ページをお開きください。中ほど5款農林水産業費、1項、下の4目の農地費、19節に353万2,000円を追加するもので、小災害復旧費補助金290万円などでございます。その下の6款商工費、1項2目商工振興費、19節にプレミアム付き商品券交付金5,792万5,000円を追加するものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。中ほどの7款土木費、2項3目道路新設改良費、15節工事請負費は500万円を追加するもので、南関中学校線の改良舗装工事でございます。

次に19ページを御覧ください。2段目の消防費、1項2目非常備消防費、18節備品購入費に消防用備品としまして、110万円を追加するもので、今回諸収入に補正していますコミュニティ助成事業助成金を財源にするものでございます。二つ下の9款教育費、2項1目学校管理費、11節需用費は第一小学校の屋内消火栓設備の修繕費としまして、237万1,000円を追加するものでございます。

20ページをお開きください。中ほどの10款災害復旧費、1項3目農地等災害復旧費、15節工事請負費に豪雨災害30件分1億1,690万円を追加するものでございます。同じく次の10款、2項、1目河川等災害復旧費、15節工事請負費に豪雨災害7件分2,850万円を追加するものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第55号議案、令和元年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,411万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,580万5,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。8款繰越金、1項繰越金に2,411万2,000円を追加し、2,411万4,000円とし、歳入合計補正額2,411万2,000円を追加し、歳入合計14億7,580万5,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分に12万3,000円を追加し、2億4,428万8,000円とし、2項後期高齢者支援金等分を101万1,000円減額し、5,726万2,000円とし、3項介護納付金分に37万7,000円を追加し、1,484万6,000円とし、10款予備費、1項予備費に2,462万3,000円を追加し、4,766万7,000円とし歳出合計補正額2,411万2,000円を追加して、歳出合計14億7,580万5,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。8款1項2目繰越金、1節繰越金2,411万2,000円を追加するもので、前年度繰越金でございます。

7ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。3款国民健康保険

事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分、19節負担金補助及び交付金12万4,000円を追加し、1項2目退職被保険者医療給付費分19節負担金補助及び交付金1,000円を減額するもので、それぞれ県からの納付金算定通知によるものでございます。次に、3款、2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、19節負担金補助及び交付金101万円を減額し、2項2目退職被保険者後期高齢者支援金等分、19節負担金補助及び交付金1,000円を減額するもので同様に県からの納付金算定通知によるものでございます。

次に、3款3項介護納付金分、1目介護納付金分、19節負担金補助及び交付金37万7,000円を追加するもので、これも同様に県からの納付金算定通知によるものでございます。

8ページをお願いします。最後に10款1項1目予備費2,462万3,000円を増額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 第56号議案、令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ80万円を追加して、それぞれ総額を1億7,766万4,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。2款繰入金は1項一般会計繰入金に80万円を追加して、1億1,736万2,000円とし、歳入合計を1億7,766万4,000円とするものでございます。

3ページは歳出でございます。2款事業費は、1項公共下水道事業費に80万円を追加して、4,799万8,000円とし、歳出合計を1億7,766万4,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入についての説明でございます。2款繰入金の1項1目一般会計繰入金に80万円を追加して、1億1,736万2,000円とするものでございます。1節一般会計繰入金でございます。

7ページは歳出でございます。2款事業費は、1項1目公共下水道建設費に80万円を追加するもので、15節の工事請負費に80万円を追加するものでございます。新たに公共弁の設置申請がなされたものの工事を行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第57号議案、令和元年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,098万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,948万2,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。3款国庫支出金、2項国庫補助金に33万8,000円を追加し、1億4,681万円とし、5款県支出金、3項県補助金に5,000円を追加し、851万4,000円とし、7款繰入金、1項一般会計繰入金に31万4,000円を追加し、2億880万2,000円とし、8款繰越金、1項繰越金に3,024万6,000円を追加し、6,024万6,000円とし、9款諸収入、3項雑入に8万円を追加して11万8,000円とし、歳入合計補正額3,098万3,000円を追加して、歳入合計15億1,948万2,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費に63万5,000円を追加し、194万9,000円とし、4款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費は財源を組み換えるもので補正額はありません。3項包括的支援事業・任意事業費に3万1,000円を追加し、904万円とするものでございます。次に6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金に3,198万2,000円を追加し、3,202万3,000円とし、8款予備費、1項予備費を166万5,000円減額し、457万8,000円とし、歳出合計補正額3,098万3,000円を追加し、歳出合計15億1,948万2,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。歳入の内容説明でございます。3款国庫支出金、2項国庫補助金、4目、1節システム改修費補助金32万7,000円を追加するもので、番号制度に関するシステム改修に対する補助金でございます。同項6目1節地域支援事業交付金1万1,000円を追加するもので、包括的支援事業及び任意事業に対する国庫補助金でございます。5款県支出金、3項県補助金、3目1節地域支援事業交付金5,000円を追加するもので、包括的支援事業及び任意事業に対する県補助金でございます。7款繰入金、1項一般会計繰入金、3目1節地域支援事業繰入金6,000円を追加するもので同じく包括的地域支援事業及び任意事業分によるものです。同じく7款1項5目1節一般会計繰入金30万8,000円を増額するもので、事務費繰入分でございます。

7ページをお願いいたします。8款1項1目繰越金、1節繰越金3,024万6,

000円を追加するもので、確定によるものでございます。最後に9款諸収入、3項雑入、2目1節過年度収入8万円を追加するもので、地域支援事業支援交付金の追加によるものです。

8ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、11節需用費に2万9,000円を追加するもので、プリンター用トナー及び介護報酬改定に伴う参考図書の購入費でございます。同13節委託料60万6,000円を追加するもので、電算システム改修委託料でございます。次に4款地域支援事業費、1項、1目介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、財源を組み換えるものでございます。次に4款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、4目任意事業費、12節役務費3万1,000円を追加するもので、介護給付費通知書送付のための切手代でございます。

続きまして、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金、23節償還金利子及び割引料8万7,000円を追加するもので、第1号被保険者保険料還付金でございます。同款、同項、3目償還金23節償還金利子及び割引料3,189万5,000円を追加するもので、それぞれ確定によるもので介護給付費国庫負担金返還金1,443万円、地域支援事業国庫交付金返還金657万3,000円、介護給付費県負担金返還金645万3,000円などが内訳でございます。

最後に、8款1項1目予備費166万5,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第58号議案、令和元年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ55万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,507万6,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。4款繰越金、1項繰越金に55万5,000円を追加し、55万6,000円とし、歳入合計補正額55万5,000円を追加し、歳入合計1億3,507万6,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。4款予備費、1項予備費に55万5,000円追加し、56万1,000円とし、歳出合計補正額55万5,000円を追加し、歳出合計1億3,507万6,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。4款1項1目繰越金、1節繰越金55万5,000円を追加するもので、確定によるものでございま

す。

7ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。4款1項1目予備費55万5,000円を増額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくをお願いいたします。

○議長（橋永芳政君） ここで、説明の途中ですが、昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時05分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

その前にちょっとお詫びと訂正がございます。午前中の提案理由の説明の中で会計課長と私申し上げましたんですが、会計管理者の誤りでございましたので、申し訳ございませんでした。訂正いたします。よろしくお願ひします。

では、会議を開きます。説明の途中でしたので、これを続行します。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 第59号議案、南関町過疎地域自立促進計画の変更について提案理由及び変更内容につきまして、御説明いたします。提案理由につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項で準用する同条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページを御覧ください。現在、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間として南関町過疎地域自立促進計画を策定し、遂行中ですが、今回の変更につきましては、計画の全体に及ぼす影響が大きな変更であることから議会の議決を求めるものでございます。

次のページを御覧ください。今回変更する部分は、事業名給食施設、事業内容給食センター改修工事を新規で追加したものでございます。このことに伴いまして、次のページの参考資料も変更しております。変更事業内容は、上段の自立促進施策分、6教育の振興、事業名（1）給食施設、事業内容、給食センター改修工事としまして、給食センターのトイレ改修に必要な事業費として令和元年度500万円を追加し、変更前概算事業費97億7,893万円に500万円を追加して、97億8,393万円に変更するものでございます。

以上で、南関町過疎地域自立促進計画の変更についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（橋永芳政君） 以上で、提案理由の説明を終了します。